

知財高裁令和 5 年（行ケ）第 10078 号「オーディオコントローラ、超音波スピーカ等」審決取消請求訴訟徹底解説

Genspark

以下は、知財高裁 令和 5 年（行ケ）第 10078 号「オーディオコントローラ、超音波スピーカ、オーディオシステム、及びプログラム」審決取消請求事件（判決言渡：令和 7 年 4 月 24 日）の徹底解説レポートです。原資料（判決文 PDF）と、専門家（弁理士）による解説資料（ユニアス所報）を精読し、論点別に整理・比較・評価を行いました。原資料の一次ソースを随所で引用し、関連実務・判例の一般論も参照します。

【事件スナップショット】

- 事件番号・裁判所・日付：令和 5 年（行ケ）第 10078 号／知的財産高等裁判所 第 4 部／令和 7 年（2025 年）4 月 24 日判決言渡 [主文：原告の請求棄却] 知財高裁判決 PDF¹
- 当事者：原告 株式会社 CS イノベーション ¹／被告 ピクシーダストテクノロジー株式会社 ¹
- 対象特許：特許第 6329679 号「オーディオコントローラ、超音波スピーカ、オーディオシステム、及びプログラム」判決 PDF¹・IP Force 特許情報 ²

1. 事件の全体像（事実関係・主文・位置づけ）

本件は、特許庁の無効審判（無効 2022-800002 号）での「無効理由不成立」審決に対して、原告が審決取消訴訟を提起した事案です。核心争点は発明者の認定（真の発明者の誰何、共同発明者性の有無）であり、冒認出願（特許法 123 条 1 項 6 号）および共同出願違反（同 38 条→123 条 1 項 2 号）を無効理由とする主張が審理されました。裁判所はこれら原告主張をすべて退け、原告の請求を棄却しました知財高裁判決 PDF¹。同一内容の判決 PDF は提供ミラーでも確認できます提供 PDF ミラー³。

2. 主要争点と各当事者の主張（発明者認定・冒認出願・共同出願違反）

原告は、自ら（および関係者）が実質的に本件発明の真の発明者であり、被告の出願は冒認出願に当たると主張しました。加えて、原告から特許を受ける権利を承継したことを前提に、共同出願義務違反（特許法 38 条）も無効理由となると主張しました。一方、被告は、本件発明の「特徴的部分」を創作したのは被告側研究者らであり、原告へ試作機を依頼する前の段階（本件実験機）で発明はすでに完成してい

たから、原告は発明者ではないと反論しました知財高裁判決 PDF1。

3. 「発明の特徴的部分」の定義と当事者の捉え方の差異

裁判所の標準的定義

裁判所は、発明者の意義を「当該発明の技術的思想、とりわけ従前の技術的課題の解決手段に係る特徴的部分の完成に現実に関与した者」、すなわち、当業者が実施できる程度に具体・客観化された形でその特徴的部分を構成する創作活動に関与した者と定義しました。これは、着想とその具体化（実施可能な水準）への創作的関与を要するという立場です知財高裁判決 PDF1。

原告が主張した「特徴的部分」（主位）

- ① 複数の超音波スピーカについて、任意の焦点位置と各トランスデューサの距離を算出し、それに応じて各トランスデューサの駆動タイミング（位相差）を制御する信号を生成すること（原告特徴的部分①）知財高裁判決 PDF1。
- ② 各トランスデューサから、オーディオ信号に基づく所望の信号波形（同じ波形）を、当該位相差で放射させること（原告特徴的部分②）知財高裁判決 PDF1。

原告の予備的構成（請求項文言ベース）

- 中核要素は「オーディオ信号に基づき各トランスデューサを個別に制御する制御信号を生成し、それを出力して、少なくとも1つの焦点位置で集束する位相差の超音波を放射させる制御手段」にある、とする整理（原告の予備的主張）知財高裁判決 PDF1。

裁判所が認定した「特徴的部分」

- 「オーディオ信号に基づき各超音波トランスデューサを個別制御する制御信号を生成し、それを各トランスデューサに出力することで、少なくとも1つの焦点位置で集束する位相差の超音波を放射させる制御手段」という点を発明の特徴的部分と認定しました。ここで重要なのは、“同じ波形を揃える（原告②）こと”自体は特徴的部分とは位置づけられなかったことです知財高裁判決 PDF1。

比較（要旨）

- 原告は「焦点距離算出+位相差制御（①）」と「同一音声波形の整合（②）」の双方が必須と主張。
- 裁判所は、請求項の中核は「個別制御信号の生成と出力により、焦点位置で集束する位相差の超音波を放射させる制御」であり、②の“波形整合”は少なくとも当業者が音を出すことは可能で、そこが本件の“課題解決手段の核”ではないと整理した、という構図です知財高裁判決 PDF1。

4. 「本件実験機」と「本件試作機」の技術的比較と裁判所の評価

裁判所は、本件実験機（被告側研究者らによる先行の装置）と、本件試作機（原告による委託開発品）の仕様・性能・役割を具体的に認定し、発明完成時期を「実験機段階」に位置づけました。以下に、判決の事実認定に沿って比較します。

項目	本件実験機（被告側）	本件試作機（原告側）
製作・時期	被告側研究者らが平成 27 年 5 月より前に製作（ソフト含む）。共同研究を通じ、遅くとも平成 25 年 1 月 30 日には発明 1 を完成（実験動画撮影時期）[判決 PDF]	原告が製作し、平成 27 年 11 月に PDT 社へ納入品（「製品化」委託の流れで製作）[判決 PDF]
中核ソ	各トランスデューサの個別制御（位相制御）により任意焦点に集束。PWM で可聴音の波形変調。FPGA プログラムフト・PWM 制御あり。1～1023Hz（1Hz で各トランスデューサの位相を個別設定し異ハード 刻み）で変調した矩形波の可聴音を焦点位置で出力可能[判決 PDF]	マイコン（GR-SAKURA）+FPGA を採用。FPGA プログラムで可聴音の波形変調。FPGA プログラムフト・PWM 制御あり。1～1023Hz（1Hz で各トランスデューサの位相を個別設定し異ハード 刻み）で変調した矩形波の可聴音をなる位相で発振可能だが、「焦点に集束させる位相制御プログラム」は未搭載[判決 PDF]
の性能	1～1023Hz の矩形波（初期 TV ゲーム風の電子音）に限定されるが、任意オーディオ信号に基づく可聴音生成が可能[判決 PDF]	1～1023Hz の矩形波（初期 TV ゲーム風の電子音）に限定されるが、任意オーディオ信号に基づく可聴音生成が可能と評価。耐久・安全・発火・共鳴などの実装課題の解決も実施[判決 PDF]
役割・評価	技術思想（個別制御→焦点集束）の実証。請求項の中核（特徴的部分）を備え、当業者実施可能な具体化が到達[判決 PDF]	製品化に向けた実装・改良・品質向上。中核アルゴリズムの一部（焦点位相制御）は未搭載。性能拡張・堅牢化等の改良にウェイト[判決 PDF]

裁判所が「実験機で発明は完成」と判断した理由

- 発明の特徴的部分（個別制御信号の生成・出力により、焦点位置で集束する位相差の超音波を放射させる制御手段）を実験機が備えていた点が、当事者間に争いなく認定され、当業者実施可能な具体化水準に到達していたことが核心です知財高裁判決 PDF1。
- 実験機は、たとえ音質や周波数レンジに制約（1～1023Hz の矩形波）を伴っていても、焦点位置で可聴音を発生させるという構想が実現されており、請求項上の本質的要件は満たされていました。請求項や明細書は可聴音の音域・音質を特定しておらず、そこは発明の中核ではないと整理されました知財高裁判決 PDF1。
- 可聴音生成のための超音波の自己復調現象（パラメトリックスピーカ）自体は周知であり、一般的なオーディオ音源波形へ変調する技術は当業者にとって可能な範囲である、との一般技術水準の評価も背景事情として示されています知財高裁判決 PDF1。

5. 発明者認定：原告が共同発明者と認められなかった理由

裁判所は、原告の貢献を「発明的特徴的部分（課題解決手段）の完成」に当たる創作には位置づけられないと判断しました。原告の役割は、実装上の検証・周辺実装（PWM 変調、部品選定、熱・共鳴対策、安全性、筐体実装など）や性能拡張（～約 10kHz）といった「改良・具体化」にとどまり、請求項の中核（個別制御信号の生成・出力により位相差で焦点集束させる制御手段）の創作・完成ではないと評価されました。実際、原告試作機は焦点位相制御プログラムを未搭載で、当該中核アルゴリズムは依然として被告側の技術に依拠していたと認定されます知財高裁判決 PDF1。

この整理に基づき、原告は「当該発明の特徴的部分を当業者実施可能な水準で構成した創作活動」に該当せず、共同発明者とも認められないと結論づけられました。発明者記載（特許公報における被告側研究者ら）を覆すに足る証拠もないと判断されています知財高裁判決 PDF1。

6. 冒認出願（123 条 1 項 6 号）・共同出願違反（38 条→123 条 1 項 2 号）の成否
 - 原告は、真の発明者は原告側であることを前提に、被告の出願が冒認出願（123 条 1 項 6 号）に該当すると主張しました。しかし、裁判所は前提たる「発明者＝原告」の主張を退け、冒認は否定されました知財高裁判決 PDF1。
 - 共同出願違反（38 条）も、共同発明の前提が崩れる以上、無効理由（123 条 1 項 2 号）を構成しません。裁判所は、審決判断に誤りなしとして、原告の取消事由をすべて退けました知財高裁判決 PDF1。
7. 専門家（弁理士）による第三者評価（所見の要約）

ユニアス国際特許事務所の解説は、本判決が審決・判決いずれも一貫して「課題解決手段としての特徴的部分」に発明者認定の焦点を合わせ、原告の主張する特徴的部分①②や“予備的特徴的部分”は、結局は中核の具現化・改良にとどまると評価した点を妥当と評しています。さらに、試作委託から出願までに 2 年以上を要した経過に鑑み、第三者に試作委託する前の早期出願の重要性と、委託契約で発明帰属・改良成果の帰属を明確化する必要性を具体的に指摘していますユニアス所報 PDF (R05_gyouke_10078) 4。

一方、もう一つの添付 PDF は文字化け等で本文把握が困難でした(参考にならず)提供 PDF (判決解説タイトル) 5。

加えて、他事務所のウェブ解説でも、本件の背景（被告側の本件実験機が先に完成し、その後に原告へ試作機製作を委託）という事実関係の流れと、裁判所が特徴的部分をどう捉えたかが整理されています。実装寄りの貢献は共同発明性を直ちに基礎づけない、という本件の射程を示唆する内容です創英 IP 記事（事件紹介） 6。

8. 本判決から得られる実務上の教訓（試作委託・発明帰属）
 - 早期の特許出願の重要性：第三者へ試作委託する前に、コアとなる着想とその具体化が既に到達している場合は、とりわけ先に出願して保護領域を確定することが紛

争予防に資します。本件でも、委託～出願まで2年以上を要した間に、相手方に先願されていれば取得が困難になりえたことを示唆していますユニアス所報 PDF (R05_gyouke_10078) [4](#)。

- 契約での発明帰属の明確化：試作・共同開発の委託契約において、試作過程で生じる技術的成果や改良点、データ、ソフトウェア、アルゴリズム等の知的成果の帰属・持分・出願主体・発明者の記載方針（共同出願の要否、承継の方法）を具体的に定めておくことが、将来の発明者争い・権利帰属紛争の抑止に直結しますユニアス所報 PDF (R05_gyouke_10078) [4](#)。

9. 日本法の一般的判断枠組みと類似判例との位置づけ

- 一般的基準（発明者認定）：発明は「技術的思想の創作」であり、発明者の認定は、その課題解決手段に係る特徴的部分の創作に実質的に寄与したか（着想の具体化への創作的関与）という観点から判断されます。抽象的な課題提示や実験の指示、単なる資料提供は足りず、当業者実施可能な水準への具体化への寄与が要旨です JPO 資料：日本における発明者の決定 [7](#)・AMT-LAW 実務 Q&A [8](#)。
- 近時の主要判例傾向：「発明の特徴的部分」を“課題解決手段”として捉える基準は、近年の知財高裁判例（例えば、医薬の「がん治療剤」事件：令和2年（ネ）10052号）でも確認されます。そこでは、単なる課題の提示や一般的な方向性の提案にとどまらず、具体的な解決手段の構成に創作関与が必要であることが強調されました（一次・二次資料の解説参照）ユニアス解説（がん治療剤事件）[9](#)・tokkyoteki.com 解説 (R2(ネ)10052) [10](#)。
- 本件の位置づけ：本件でも、裁判所は「請求項の中核（課題解決手段）に係る特徴的部分」に絞って発明完成の時期と創作者を認定しました。実装品質・性能向上・安全性等の製品化寄与は、共同発明性を直ちに基礎づけないという枠組みを確認したもののといえ、従来の枠組みと整合的です知財高裁判決 PDF [1](#)。

10. 総括：本件から読み取れる「実務の肝」

- 発明者認定は“課題解決手段の核（特徴的部分）”への創作的寄与で決まる。実装改善・性能向上・安全対策等は、コアが他方にある限り、発明者性を導くとは限らない知財高裁判決 PDF [1](#)。
- 早期出願でコアを押さえる。第三者委託の前に出願・出願準備（秘密保持＋ドラフティング）を完了しておくのが紛争予防の王道ユニアス所報 PDF (R05_gyouke_10078) [4](#)。
- 契約で“帰属”を明文化。特に、試作過程の派生的改良・データ・ソフト・アルゴリズムの扱い、出願主体・発明者記載・承継条項、共同出願の可否・条件を具体化するユニアス所報 PDF (R05_gyouke_10078) [4](#)。

補遺：出典リンク集（一次・二次）

- 判決本文（公式）・事件概要・主文・認定事実の根拠：

- 知財高裁 令和 5 年（行ケ）第 10078 号 令和 7 年 4 月 24 日判決 PDF 知財高裁判決 PDF [1](#)
- 提供ミラー（同内容）提供 PDF ミラー [3](#)
- 専門家解説・実務示唆：
 - ユニアス国際特許事務所（本件解説 PDF）ユニアス所報 PDF（R05_gyouke_10078） [4](#)
 - 創英知財のウェブ紹介（事件の背景整理）創英 IP 記事（事件紹介） [6](#)
- 一般論・関連判例・実務資料：
 - JPO「日本における発明者の決定」（発明者認定の一般的枠組み）JPO 資料 [7](#)
 - AMT-LAW「知財法務の勘所 Q&A（第 54 回）」発明者周りの実務論点 AMT-LAW 実務 Q&A [8](#)
 - 「がん治療剤事件」解説（令和 2 年（ネ）10052）ユニアス解説 [9](#)・tokkyoteki.com 解説 [10](#)
 - 対象特許の要覧（第三者 DB）IP Force（特許 6329679） [2](#)